



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	給水装置工事の施行承認	
根拠法令及び条項	豊中市水道事業給水条例第 13 条第 2 項	
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課	
審 査 基 準	関係条項	豊中市水道事業給水条例施行規程第 11 条
	基 準	(工事の審査) 第 11 条 条例第 13 条第 2 項に規定する設計審査は、給水装置工事に関する規程に定める基準に基づき行う。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 10 年（1998 年）4 月 1 日設定（平成 25 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 か月 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	給水装置工事のしゅん工検査承認	
根拠法令及び条項	豊中市水道事業給水条例第 13 条第 3 項	
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課	
審査基準	関係条項	豊中市水道事業給水条例施行規程第 13 条
	基準	<p>(工事の検査)</p> <p>第 13 条 条例第 13 条第 3 項の分岐工事の検査及びしゅん工検査は、次の各号に定めるところにより行う。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 分岐工事の検査</p> <p>ア 給水管及び給水用具の構造及び材質が、別表第 1 に適合しているかの確認</p> <p>イ 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所の施工状況。水道用サドル付分水栓によって分岐する場合は、サドル付分水栓用防食コアの装着の確認</p> <p>(2) しゅん工検査</p> <p>ア 給水管の管種、口径及び延長並びにメーターを設置する位置等について、しゅん工図及び使用材料表との照合</p> <p>イ 給水装置の構造及び材質が、条例第 11 条第 1 項に規定する基準及び別表第 1 に適合しているかの確認</p> <p>ウ 分岐箇所、継続箇所及び屈曲箇所の施工技術</p> <p>エ 給水管の埋設の深さ</p> <p>オ 水圧試験</p> <p>カ その他管理者が必要と認める事項</p> <p>2 給水装置工事主任技術者は、前項各号に定める事項について、あらかじめ点検を行い、前条第 2 項に規定するしゅん工検査申込書を提出する時に、その点検結果を書面により報告しなければならない。</p> <p>3 しゅん工後に第 1 項第 2 号の検査ができないものは、管理者があらかじめ指示する時期に、検査を受けなければならない。</p> <p>4 その他検査に関して必要な事項は、管理者が別に定める。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 10 年（1998 年）4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 1 か月（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 日（ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	指定給水装置工事事業者の指定承認	
根拠法令及び条項	豊中市水道事業給水条例第 14 条第 1 項	
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課	
審査基準	関係条項	豊中市指定給水装置工事事業者規程第 4 条
	基準	<p>(指定の基準)</p> <p>第 4 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第 11 条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として施行規則第 20 条の 2 で定めるもの</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>エ 第 7 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 10 年（1998 年）4 月 1 日設定（令和 2 年 7 月 10 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 3 か月（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B-1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	排水設備工事計画の確認
根拠法令及び条項	豊中市下水道条例第 6 条
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
審査基準	関係条項
	<p>下水道法、下水道法施行令、建築基準法、建築基準法施行令、豊中市下水道条例施行規程</p> <p>◎排水設備の設置及び構造に関する法令の規定 下水道法第 10 条第 3 項</p> <p>1 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水設備又は他の排水設備に接続させること。 (下水道法施行令第 8 条第 1 号)</p> <p>2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。 (下水道法施行令第 8 条第 2 号)</p> <p>3 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排水すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。 (下水道法施行令第 8 条第 3 号)</p> <p>4 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 (下水道法施行令第 8 条第 4 号)</p> <p>5 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。 (下水道法施行令第 8 条第 5 号)</p> <p>6 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。 (下水道法施行令第 8 条第 6 号)</p> <p>7 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 (下水道法施行令第 8 条第 7 号)</p> <p>8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。 イ もつぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。 ハ 管渠の長さとその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所 (下水道法施行令第 8 条第 8 号)</p> <p>9 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホ</p>

ールにあつては、密閉することができるふた) を設けること。

(下水道法施行令第 8 条第 9 号)

- 10 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

(下水道法施行令第 8 条第 10 号)

- 11 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(下水道法施行令第 8 条第 11 号)

- 12 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

(建築基準法第 19 条第 3 項)

- 13 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号)

- 14 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 2 号)

- 15 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 3 号)

- 16 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 4 号)

- 17 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 5 号)

- 18 (1) 排水管きよの勾配

排水管きよの内径又は内のり	勾配
100 ミリメートル以上 150 ミリメートル未満	100 分の 2 以上
150 ミリメートル以上 200 ミリメートル未満	100 分の 1.5 以上
200 ミリメートル以上 250 ミリメートル未満	100 分の 1.2 以上
250 ミリメートル以上	100 分の 1 以上

- (2) 枝管の内径

枝管の種別	枝管の内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	40 ミリメートル以上

		<table border="1"> <tr> <td>浴槽(家庭用)接続管及び炊事場接続管</td> <td>50 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>大便器接続管</td> <td>75 ミリメートル以上</td> </tr> </table> <p>(3) プラスチック製ますの内径又は内のり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ますの内径又は内のり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき</td> <td>150 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき</td> <td>200 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき</td> <td>300 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) コンクリート製組み立てますの内径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ますの内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき</td> <td>600 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき</td> <td>750 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき</td> <td>900 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 水洗便所の洗浄装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>洗浄管の内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器</td> <td>13 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>大便器</td> <td>30 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豊中市下水道条例施行規程第 5 条)</p>	浴槽(家庭用)接続管及び炊事場接続管	50 ミリメートル以上	大便器接続管	75 ミリメートル以上	種別	ますの内径又は内のり	排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき	150 ミリメートル以上	排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき	200 ミリメートル以上	排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	300 ミリメートル以上	種別	ますの内径	ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	600 ミリメートル以上	ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき	750 ミリメートル以上	ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき	900 ミリメートル以上	種別	洗浄管の内径	小便器	13 ミリメートル以上	大便器	30 ミリメートル以上
浴槽(家庭用)接続管及び炊事場接続管	50 ミリメートル以上																											
大便器接続管	75 ミリメートル以上																											
種別	ますの内径又は内のり																											
排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき	150 ミリメートル以上																											
排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき	200 ミリメートル以上																											
排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	300 ミリメートル以上																											
種別	ますの内径																											
ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	600 ミリメートル以上																											
ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき	750 ミリメートル以上																											
ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき	900 ミリメートル以上																											
種別	洗浄管の内径																											
小便器	13 ミリメートル以上																											
大便器	30 ミリメートル以上																											
	参考事項																											
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)																										
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14 日 (注: 休日は含まない)																										
	内訳	経過期間 日 ( ) 処分期間 14 日 ( )																										

	設定等年月 日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	排水設備工事の検査
根拠法令及び条項	豊中市下水道条例第7条第1項
所管部課(室)係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
審査基準	関係条項
	<p>下水道法、下水道法施行令、建築基準法、建築基準法施行令、豊中市下水道条例施行規程</p> <p>◎排水設備の設置及び構造に関する法令の規定 下水道法第10条第3項</p> <p>1 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水設備又は他の排水設備に接続させること。 (下水道法施行令第8条第1号)</p> <p>2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。 (下水道法施行令第8条第2号)</p> <p>3 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排水すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。 (下水道法施行令第8条第3号)</p> <p>4 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 (下水道法施行令第8条第4号)</p> <p>5 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。 (下水道法施行令第8条第5号)</p> <p>6 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。 (下水道法施行令第8条第6号)</p> <p>7 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 (下水道法施行令第8条第7号)</p> <p>8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。 イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。 ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所 (下水道法施行令第8条第8号)</p> <p>9 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた)を設けること。</p>

(下水道法施行令第 8 条第 9 号)

10 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

(下水道法施行令第 8 条第 10 号)

11 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(下水道法施行令第 8 条第 11 号)

12 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

(建築基準法第 19 条第 3 項)

13 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 1 号)

14 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 2 号)

15 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 3 号)

16 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 4 号)

17 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 3 項第 5 号)

18 (1) 排水管きよの勾配

排水管きよの内径又は内のり	勾配
100 ミリメートル以上 150 ミリメートル未満	100 分の 2 以上
150 ミリメートル以上 200 ミリメートル未満	100 分の 1.5 以上
200 ミリメートル以上 250 ミリメートル未満	100 分の 1.2 以上
250 ミリメートル以上	100 分の 1 以上

(2) 枝管の内径

枝管の種別	枝管の内径
小便器、手洗器及び洗面器接続管	40 ミリメートル以上
浴槽(家庭用)接続管及び炊事場接続管	50 ミリメートル以上

		<table border="1"> <tr> <td>大便器接続管</td> <td>75 ミリメートル以上</td> </tr> </table> <p>(3) プラスチック製ますの内径又は内のり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ますの内径又は内のり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき</td> <td>150 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき</td> <td>200 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき</td> <td>300 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) コンクリート製組み立てますの内径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ますの内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき</td> <td>600 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき</td> <td>750 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき</td> <td>900 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 水洗便所の洗浄装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>洗浄管の内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器</td> <td>13 ミリメートル以上</td> </tr> <tr> <td>大便器</td> <td>30 ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(豊中市下水道条例施行規程第 5 条)</p>	大便器接続管	75 ミリメートル以上	種別	ますの内径又は内のり	排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき	150 ミリメートル以上	排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき	200 ミリメートル以上	排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	300 ミリメートル以上	種別	ますの内径	ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	600 ミリメートル以上	ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき	750 ミリメートル以上	ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき	900 ミリメートル以上	種別	洗浄管の内径	小便器	13 ミリメートル以上	大便器	30 ミリメートル以上
大便器接続管	75 ミリメートル以上																									
種別	ますの内径又は内のり																									
排水管の内径又は内のりが 100 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 800 ミリメートルまでのとき	150 ミリメートル以上																									
排水管の内径又は内のりが 150 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,200 ミリメートルまでのとき	200 ミリメートル以上																									
排水管の内径又は内のりが 250 ミリメートル以下でますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	300 ミリメートル以上																									
種別	ますの内径																									
ますの底部と地表面との差が 1,500 ミリメートルまでのとき	600 ミリメートル以上																									
ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルまでのとき	750 ミリメートル以上																									
ますの底部と地表面との差が 2,000 ミリメートルを超えるとき	900 ミリメートル以上																									
種別	洗浄管の内径																									
小便器	13 ミリメートル以上																									
大便器	30 ミリメートル以上																									
	参考事項																									
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)																								
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 14 日 (注: 休日は含まない)																								
	内訳	経由期間 日 ( ) 処分期間 14 日 ( )																								
	設定等年月日	平成 9 年 (1997 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)																								

備考	
----	--

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	指定排水設備業者の指定	
根拠法令及び条項	豊中市下水道条例第 9 条第 1 項	
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課	
審査基準	関係条項	豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条
	基準	<p>1 大阪府内に営業所を有すること。 （下水道条例第 9 条第 1 項第 1 号）</p> <p>2 営業所ごとに排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を選任していること。 （下水道条例第 9 条第 1 項第 2 号）</p> <p>3 その他管理者が必要と認める条件を有すること。 （下水道条例第 9 条第 1 項第 3 号）</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 （豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条第 1 号）</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられていないこと(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった者を除く。) （豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条第 2 号）</p> <p>(3) 下水道に関する法令又は条例、豊中市下水道条例施行規程若しくはこの規程に違反する行為のなかったこと。 （豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条第 3 号）</p> <p>(4) 業務上必要な設備及び器材を保有していること。 （豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条第 4 号）</p> <p>(5) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。 （豊中市指定排水設備工事業者等に関する規程第 3 条第 5 号）</p>
	参考事項	豊中市指定排水設備工事業者等に関する規定（令和 7 年 5 月 27 日改定）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（令和 7 年（2025 年）5 月 27 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 60 日（注：休日を含む） 30～60 日間
	内訳	<p>経由期間 日（ ）</p> <p>処分期間 60 日（ ）</p>
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		負担金の徴収猶予
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 8 条
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
審 査 基 準	関係条項	北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 8 条第 2 項
	基準	<p>管理者は、受益者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、負担金を納付することができないと認められる金額を限度として、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。</p> <p>(2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。</p> <p>(3) 受益者がその事業を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>(4) 受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき。</p> <p>(5) その他管理者が特に必要があると認めたとき。</p> <p style="text-align: right;">(同条例第 8 条)</p> <p>条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定するその他管理者が特に必要があると認めたときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 負担金の賦課の対象となる土地が農地又はこれに準ずる土地で、かつ、汚水を排出しない土地であるとき。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、管理者が特に必要があると認めたとき。</p> <p style="text-align: right;">(同条例施行規程第 8 条第 2 項)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ ）</p> <p>処分期間 14 日（ ）</p>
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

# 様式 B - 1

## 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	負担金の減免
根拠法令及び条項	北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 9 条第 2 項
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
審査基準	関係条項
	<p>北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 9 条、内規</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者（同条例第 9 条第 2 項第 1 号）</li> <li>2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者（同条例第 9 条第 2 項第 2 号）</li> <li>3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者（同条例第 9 条第 2 項第 3 号）</li> <li>4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者（同条例第 9 条第 2 項第 4 号）</li> <li>5 下水道事業のため土地、物件、労力、又は金銭を提供した受益者（同条例第 9 条第 2 項第 5 号）</li> <li>6 その状況により特に負担金を減免する必要がある土地に係る受益者（同条例第 9 条第 2 項第 6 号）</li> </ol> <p>減免基準（内規）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公用財産…官公庁舎用地、国立の庁舎用地、国立社会福祉施設、警察法務収容施設、国立病院用地、有料の国家公務員宿舎用地、図書館、市民会館、公民館、体育施設、その他これに準ずる施設用地</li> <li>(2) 学校用地…学校教育法第 1 条及び第 2 条により設置される用地、幼稚園用地（管理者又は職員等が住居に使用する建物の用地を除く）、国立学校用地</li> <li>(3) 企業用財産…造幣局、国有林野、郵政事業等の各特別会計に属する行政財産又は地方公共団体が経営する企業用財産となっている土地</li> <li>(4) 児童遊園…児童福祉法第 40 条に規定する児童遊園等にかかる土地</li> <li>(5) 踏切…踏切道</li> <li>(6) 生活保護…公の生活保護を受けている者（生活保護法第 12 条）その他これに準ずる特別の事情があると認められる者</li> <li>(7) 提供者…①開発行為により、雨水管整備を行った場合②開発区域内の下水道整備工事を行った場合③開発区域外関連下水道整備工事を行った場合で、区域外整備に相当の負担があったとき④その他、公共下水道事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した者</li> <li>(8) 集会場等…自治会等が公に使用する集会所等の用地、これに準ずる用地</li> <li>(9) 消防施設…消防団が器具備品等を格納する土地、消火用貯水池</li> <li>(10) 民営鉄道…軌道用地及びプラットホーム（駅舎を除く）</li> <li>(11) 空港用地…大阪国際空港周辺緑地事業における都市計画決定された緩衝緑地（事業決定された土地を除く）</li> <li>(12) 社会福祉施設…社会福祉法第 2 条に規定する事業で、同法第 22</li> </ol>

		<p>条に規定する社会福祉法人が経営する施設にかかる土地（管理者又は職員等が住居に使用する土地を除く）</p> <p>(13) 宗教法人…宗教法人法第 2 条に掲げる神社、寺院、教会、修道院、その他これらに類する団体が第 2 条本文に規定する目的のために使用する土地及び境内地</p> <p>(14) 墓地…墓地（墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定）</p> <p>(15) その他…その他、事情に応じて減免する必要があると認められるとき</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 14 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ ）</p> <p>処分期間 14 日（ ）</p>
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	延滞金の減免		
根拠法令及び条項	北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 12 条第 3 項		
所管部課（室）係名	上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課		
審査基準	関係条項	北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 11 条第 1 項	
	基準	<p>(延滞金)</p> <p>管理者は、受益者が納期限までにその負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第 1 項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p style="text-align: right;">(同条例第 12 条第 3 項)</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>条例第 12 条第 3 項に規定するやむを得ない事由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 自己の傷病又は生計を同じくする者の死亡若しくは傷病により、生活が困難になった場合</p> <p>(2) 自己又は生計を同じくする者の失業又は廃業等により、生活が困難になった場合</p> <p>(3) 災害により資産（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 13 の 2 各号に掲げる資産を除く。）に損害を受けたことにより延滞金の納付の資力を失った場合</p> <p>(4) 前 3 号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき。</p> <p style="text-align: right;">(同条例施行規程第 11 条第 1 項)</p> <p>◎負担金制度が発足して以来、延滞金の減免措置を実施したことがない。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（令和 4 年（2022 年）10 月 1 日最終変更）	
	標準処理期間	総日数 14 日（注：休日は含まない）	
標準処理期間	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 14 日（ ）	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
備考			

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		受益者の認定
根拠法令及び条項		北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第2条第1項
所管部課（室）係名		上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課
審 査 基 準	関係条項	
	基準	(受益者の認定) 第2条 受益者の認定は、条例第4条第1項の賦課対象区域の公告の日以後において、当該賦課対象区域内に土地を所有する者が提出する下水道事業受益者申告書に基づき行うものとする。この場合において、その土地について条例第2条第1項ただし書の規定による受益者があるときは、当該受益者と連署した下水道事業受益者申告書に基づき行うものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 日（ ）
	設定等年月日	平成9年（1997年）10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		